

平成29年度第1回千葉県国民健康保険運営協議会議事概要

1 日時 平成29年5月30日（火）14:30～16:20

2 場所 千葉県教育会館 本館604会議室

3 出席委員

（委員：総数14名中12名出席）

齋藤（信）委員、作田委員、加曾利委員、川越委員、木俣委員、永島委員、福山委員、小賀野委員、岡本委員、斉藤（守）委員、上原委員、鶴岡委員

4 会議次第

- （1）開会
- （2）健康福祉部長あいさつ
- （3）議題
 - ア 千葉県国民健康保険運営方針について
 - イ その他
- （4）閉会

5 議事

（1）千葉県国民健康保険運営方針について

○事務局説明

資料1から資料5により事務局から説明

○意見・質疑応答

【保険料率の統一等について】

（委員）

話を聞くと千葉県は統一国保を目指しているように聞こえるが、保険料率の統一等のめどは何年後の予定なのか。

（事務局）

誤解があったかもしれないが、基本的には保険料率の統一をせず、市町村ごとに算定するやり方でやっていくというのが県の考え方である。しかしながら、将来的な統一を目指すべきという市町村の意見もあるので、未来永劫統一を目指さないということではなく、将来どうするのかは今後の検討課題として整理している。

【被用者保険等との連携について】

(委員)

まず、前回の運営協議会での意見が反映されておりお礼する。(資料5の) 23ページの「被用者保険等との連携」の部分で、国保と協会けんぽ、健康保険組合等の被用者保険との間の課題を共有し、保健事業・医療費適正化等の取り組みについて必要な連携を図ることは保険財政の健全化につながる大事な部分であり、大きな話題となっているジェネリックの推進等においても規模を利用した推進が可能になると思われるので、今後、我々の方からも具体的な提案をしたい。

20ページの「県の取組」において被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間調整について盛り込んでいただいた。各保険者間で煩雑な事務が発生しているので、事務がスムーズにいくように県にリーダーシップをとってほしい。

【赤字の解消・削減に係る目標年次の設定等について】

(委員)

質問というより要望にもなるが、法定外の一般会計繰入や繰上充用については、計画的な解消に努めるという説明があった。昨年に国が示した策定要領においては、主な記載事項として、赤字の解消・削減の取り組みに加えて、目標年次についても記載事項とされているが、今の説明では目標年次について言及がなかった。赤字の削減は厳しいことと認識しているが、目標年次を示さないことには市町村等の各当事者に緊張感が出ないと考える。目標年次が赤字解消に向かって努力していくという歯止めとなり、それぞれの市町村が住民への説明等を通して努力していくことにつながると考える。このままの運営方針だと、いつから始めるのか曖昧で見えにくくなっている。被用者保険の方では前期高齢者納付金の負担が発生しており、協会けんぽでは全国の平均保険料率が10パーセントという高いところに張り付いており、加入者の負担感がある。赤字解消について目標を定めてしっかりと進めていくことについてどのように考えているか。

(事務局)

誤解の無いように申し上げるが、法定外の一般会計繰入をなくしたら前期高齢者納付金が減るという仕組みにはなっていない。医療費全体が減れば変わりうる。

保険運営に必要な支出から国庫支出金・前期高齢者交付金等を差し引いた残りを保険料でとるのが原則であるところ、一部を一般会計から繰り入れているので、前期高齢者納付金の額自体は一般会計繰入をなくしても変化しないこととなる。

赤字解消の目標年次について、資料4の2ページ、4ページにあるように、千葉県の場合、市町村によってかなり状況が異なっている。全く繰り入れをしていない市町村もあれば、相当額を繰り入れしているところもある。これを一律に5年間でゼロにするというような目標年次を決めて県内統一的にやるのは難しいところであり、そうすることで被保険者の保険料負担が急激に増加することが見込まれることから、2ページにあるとおり、「法定外繰入の早急な解消・削減は、被保険者の保険料負担の急激な増加につながる場合もあることから、地域の実情を十分に勘案し、計画的に行うことが必要」、「市町村は法定外繰入の必要性や額の妥当性等を改めて整理・検討した上で、住民の理解を得ながら、計画的な解消・削減に努める」ということを運営方針の中で記載したところである。運営方針自体の対象期間は30年度から35年度までの6年間で対象であり、県としてはそれが一つの目標年次となると考えるが、35年度までに全部解消というような統一方針までは書ききれなかったのが現状である。

(委員)

繰上充用については計画年度が明記されていてわかりやすかった。赤字解消については運営方針の年度内に解消というのは頭の中にあるか。検討中か。

(事務局)

対象期間を決めた運営方針なので、それが一つの目標となるが、具体的に明示はしていないので、市町村のそれぞれの状況を改めて分析・検討した上で、市町村で目標年次を決定していくことになるだろうと考えている。

この運営方針は最終版ではないので、今後も色々な方の意見を聞いた上で表現が変わってくることは十分あり得る。

(委員)

繰入の関係で、年度ごとに正常化にもっていくということだが、被保険者の方の負担が上がるのか。

(事務局)

保険料の試算結果についてはこのあとお示しする。

今まで、本来は保険料でとらないといけないものを市町村の税金から穴埋めしていた部分について、健全な財政運営上、解消していったほうが良いという方針だ。穴埋めをやめるとなると保険料負担が上がる可能性が高い。しかし、収納率を上げる、医療費自体を下げるといった色々な方法があるだろう。単純に考えれば保険料が上がるという方向に考えるのが一番大きいというところだ。

(2) その他

○事務局説明

資料 8 により事務局から説明

○意見・質疑応答

【千葉県の収納率が低い要因について】

(委員)

千葉県は収納率が全国 4 5 位となっているが、県の方で理由を把握しているか。

(事務局)

税金などもそうだが、都市部については転居が激しい、地域でのつながりが少ないことなどを理由として、総じて収納率が低い傾向がある。さらに年金の受給者については特別徴収ということで、年金の中から保険料を引くことができるが、千葉県はまだ高齢化が進んだところと比べ、その対象者が少ないというのが、収納率の低いことの一つの原因として考えられる。県内でも地域によって差があり、特に人の出入りの多い市町村だと、一度保険料として賦課されたまま本人が転居してしまったり、あるいは外国籍の方の存在などを原因として収納率が低いところがあると思われる。目標を決めて収納率の確保に取り組んでいきたい。

(委員)

ぜひよろしくお願ひしたい。

【第 2 回仮試算の結果について】

(委員)

被保険者の保険料が上がると思っていたが、市町村で上がるどころと下がるところが半々くらいで安心をした。しかし、医療費については今後もどんどん上がっていく方向にあると思う。国保の診療報酬の請求も年々上がっていると聞いている。今後の問題の解決策を心配している。今後さらに医療費が高くなってきてもうまくいくようにやっていくにはどうすればいいかを考えている。国の方から交付金等を考えてもらわないとうまくいかないのではないか。

(事務局)

将来的に医療費が増加していく中で、いかに適正化を図るか、国費をいかにもってくるかというところではご指摘のとおり課題だ。財政基盤の強化については、国に従前から要望しているが、引き続き要望していく。

保険者の努力支援ということで、医療費の適正化に努めた団体には国の交付金を厚く配分する制度が 30 年度から、国保では前倒しで 28 年度から全

国的に始まっているところだが、そういった制度もうまく活用し財源確保に努めていきたい。

(委員)

仮試算について、試算結果で増加額が最も大きい市町村で2万3千円、増加率2割とある。該当市町村はびっくりするのではないか。これだけ上ってしまう要因は何か。

(事務局)

上がる要因は、所得が一つある。市町村によってかなり平均所得が異なっている状況にある。また、前期高齢者交付金を現状多くもらっている市町村は、県一体となることで国保の財政に占める前期高齢者交付金の割合が減ってしまい、その分を保険料でとらないといけなくなり保険料が上がっている。医療費の差は、年齢調整等をしていくとそれほどの影響はなかった。一番上がる要因として大きいのは所得と前期高齢者交付金だと考えている。

具体的な市町村名を出していないのは、これからかなり数字が変わってくるからだ。国からの公費拡充のうち1,700億円分の配り方が示されておらず、国の調整交付金もどのように都道府県あるいは市町村に交付されるのかも国で検討中だ。これらの財源は単純に計算すると全国平均で1人あたり9千円程度あるが、千葉県が平均の9千円でもらえるのかまだわからない。

また、県で持っている繰入金も激変緩和に使えるので、1万円保険料が上がる試算の市町村にも、1万円も上げずに5千円とするように財源を振り替えることもできるが、県全体の財源が決まっているので、1万円下がると試算した市町村がそこまで下がらなくなることもある。

今回示した試算結果はまだ途中段階の数字であり、まだ今後どう動くかわからない数字であることをご理解いただきたい。一般的な傾向として所得の高い市町村で保険料が上がり、少ない市町村で下がる傾向にある。

【保険料（税）減免の状況について】

(委員)

資料6の34ページに減免実施状況とあるがどういったものか。

(事務局)

各市町村で決定した減免の実施状況を集計しているものであり、国で統一した減免対象があるものではないので、具体的にどのような世帯が対象になっているか等はこの場ではお答えできない。

6 閉会